

事務連絡
平成24年6月4日

保険医療機関 各位

社会保険診療報酬支払基金北海道支部

診療報酬請求書の一部負担金の記載について

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第327号）が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、診療報酬請求書作成の折には下記の事項に留意して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

記

従前より「診療報酬請求書等の記載要領等について」の「一部負担金」欄には、明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「負担金額」の項の合計を記載することとされておりますので、管掌ごとに一部負担金の合計を記載してください。

なお、「一部負担金」欄に斜線の入った診療報酬請求書の様式を使用されている医療機関については、次のとおり一部負担金の記載をよろしくお願いいたします。

- 1 一部負担金欄の斜線を削除又は、斜線部分の横の余白を使用し記載してください。
- 2 調剤報酬及び訪問看護療養の請求書について旧様式を使用する際には、点数欄を分割し、一部負担金を記載してください。

医保本人と公費の併用		そのまま記載されても結構です。								
医 保 単 独 （ 本 人 ）	01	(船)				123456	80140			
	02	(船)	職務外							
	03	(日)								
	04	(日待)								
	31~34 (共)	下船3月 一般		5	15	35000				
	06	(組)						80230		
	07	(自)								
63・72~75	(退)									
小計										
医保家族と公費の併用		欄外に記載されても結構です。								

本件に関する問合せ先
 審査企画部事業管理課事業管理第1係
 飯田 有田
 Tel 011-241-8191 内線 5403.5404